明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（**農林水産**八）　一

〔規　則〕
○核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則（**原子力規制委**四）　二

〔告　示〕
○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可の失効に関する件（**金融庁**八）　二
○日本国に帰化を許可する件（**法務**八六）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**四二五～四二八）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**四二九～四三四）　四
○小型特殊自動車について製作廃止届出があった件（**国土交通**二八三～二八八）　五
○水先人に免許を与えた件（**同**二八九）　五
○道路に関する件（**東北地方整備局**三〇）　七
○道路に関する件（**四国地方整備局**一七～一九）　八
○都市計画に関する件（**同**二〇）　八
○道路に関する件（**九州地方整備局**三〇）　八
○都市計画に関する件（**沖縄総合事務局**五）　八

〔国会事項〕
内閣　厚生労働省　会計検査院　九

〔人事異動〕
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　九
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　九

〔公　告〕
諸事項　三
官庁
土地家屋調査士懲戒処分関係
裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

省令

○農林水産省令第八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第三（第百六十八条関係）	別表第三（第百六十八条関係）
牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）並びにラタノプロストを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。	牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）並びにエプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）を除く。）
一～百二十五　（略）	一～百二十五　（略）
百二十六　ラタノプロスト	（新設）
百二十七～百三十二　（略）	百二十六～百三十一　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。